

『家族（被扶養者）の健康保険被保険者証』
が発行されている方へ

日本旅行健康保険組合

健康保険 「被扶養者の資格確認（検認）」の実施について

この確認調査は、現在被扶養者として認定されている方が引続き資格があるかどうかの確認を行い、皆様からお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化をはかるため、健康保険法施行規則第50条、および厚生労働省の通知に基づき、1年に1度実施するものです。

なお、確認にあたっては、「健康保険 被保険者・被扶養者 確認書」をはじめ、関連する添付書類を提出していただくこととなりますが、趣旨をご理解のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

記.

1. 確認調査の対象者

本年6月1日現在、「**家族（被扶養者）の健康保険被保険者証**」が発行されている方

※ただし、認定年月日が令和6年6月1日以降の方を除く

2. 提出書類

(1) 健康保険被保険者・被扶養者確認書

(2) 資格確認の必要添付書類

《添付書類一覧》を参照のうえ必要書類を提出してください。

マイナンバー制度情報連携により所得証明書・非課税証明書の添付が原則不要となりました。

（情報連携により内容が確認できない場合は提出をお願いすることがあります）

3. 提出期限・提出先について

同封の封筒により、**令和6年8月30日(金)まで**に当健保組合に提出してください。

●昨年と同じく PepUp にても回答が可能となりますのでご利用下さい。

※提出期限までに提出されない場合は、「被扶養者資格」を取消す場合がありますので、
ご注意ください。

4. その他

(1) **被保険者の電話番号、メールアドレス及び被保険者の住所確認も実施しています。**

確認書に電話番号、メールアドレスが記入されていない方に訂正欄への記入をお願いします。尚、ない場合は必ず「なし」とご記入下さい。

(2) **郵便事情により書類の未着、紛失などが見受けられるため、提出する書類はコピーをしていただき、一時的に保管していただくことをお勧めします。**

(3) 今回ご提出いただく資料の個人情報につきましては、被扶養者認定確認のためだけに利用いたします。

なお、当健康保険組合の個人情報の取扱については、当健保ホームページ

<https://ntakenpo.or.jp> の“けんぽのご案内”をご参照ください。

『健康保険 被保険者 被扶養者 確認書』(以下、「確認書」という)の提出手順

1. 「確認書」の記載内容の確認

※以下のいずれの場合も、被保険者の電話番号・メールアドレスは忘れずにご記入ください。

A. 「確認書」の記載内容に誤りが「ない」場合

「確認書」右上の「確認印」欄へ押印し、裏面《添付書類一覧》を参照し、必要な書類を添付し提出してください。

【注】「18歳以上の子」の場合、確認書類の添付漏れが見受けられますのでご注意ください。

B. 「確認書」の記載内容に次の様な誤り又は変更が「ある」場合

(1) 被扶養者が就職し、扶養からははずす場合

◆次の書類を提出してください

- ①「確認書」(確認印を押印したもの)
印字されている被扶養者の氏名に二重線を引いて削除し「就職」と赤書きしてください。
- ②就職先から交付された健康保険証のコピーを添付
※保険証が交付されていない又は発行に時間がかかる場合は、就職先から「健康保険資格証明書」を入手し、添付してください。
- ③該当する被扶養者の保険証に、半分はさみを入れ、返納をお願いします。

(2) 被扶養者の年間収入が、130万円(*)を超える見込みの場合

被扶養者の年齢が60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する方は180万円

◆次の書類を提出してください

- ①「確認書」(確認印を押印したもの)
印字されている被扶養者の氏名に二重線を引いて削除、「限度額超」と赤書きしてください。
- ②該当する被扶養者の保険証に、半分はさみを入れ、返納をお願いします。

(3) 令和6年6月以降に就職等で被扶養者からははずす申請又は出生等により新たに扶養に加える申請をした方

◆「確認書」は5月末現在のデータで作成していますので、赤ボールペン等で「訂正あり」と記入の上、削除又は追記してください。

※「確認書」は再発行出来ませんので、紛失しないよう充分ご注意ください。
なお、万が一誤って破棄したり紛失してしまった場合は、健康保険組合までご連絡ください。

2. 被扶養者資格確認のための添付資料のチェックと用意

裏面《添付書類一覧》を参照し、必要な書類を確認し用意してください。

※当確認調査についてご不明な点は、下記担当者までお問い合わせ下さい。

電話 03-6895-8391 適用担当：石川・田口

e-mail: nichiryo_kenpo@nta.co.jp

※当健保では「被扶養者認定基準」をホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

●日本旅行イントラネットの場合

イントラネット → TOP → 営業本部・関連会社・福利厚生リンクページ → 健康保険組合 →
こんなとき、どうする → 家族が増えたとき → 家族(被扶養者)を申請するとき → 被扶養者認定基準

●インターネットの場合 <https://ntakenpo.or.jp>

こんなとき、どうする → 家族が増えたとき → 家族(被扶養者)を申請するとき → 被扶養者認定基準

被扶養者資格確認のための《添付書類一覧》

調査対象のご家族に関する書類を添付してください。

提出書類だけでは確認できない場合には、別途追加書類の提出を求めています。

対象者	状況	チェック	添付書類（最新のを添付してください。いずれもコピー可です。）
配偶者 妻 又は 夫	収入あり	<input type="checkbox"/>	自営業者は★印参照 ※自営業者以外は添付不要です。
	収入なし		添付書類不要（確認書の記載事項に誤りがないかを確認してください。）
子（18歳以下） 高校を卒業した者 は(18歳以上)記載の添付書類			添付書類不要（確認書の記載事項に誤りがないかを確認してください。）
子 (18歳以上) 高校を卒業 した者含む	学生 (予備校生含む)	<input type="checkbox"/>	在学証明書(令和6年4月1日以降に交付されたもの) または学生証コピー(現在有効なもの)
	学生以外 同居	<input type="checkbox"/>	生活維持実態調べ(別紙1) 上記に加え、自営業者は★印参照
	学生以外 別居	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	生活維持実態調べ(別紙1) 仕送りの事実が確認できる書類 被保険者の単身赴任による別居は不要 (直近6ヶ月分) ※1参照 上記に加え、自営業者は★印参照
父・母 祖父母 弟・妹 兄・姉	同居	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	年金受給者は、直近の「年金額改定通知書」のコピー 新規に年金申請受給された場合は「年金証書」のコピー 生活維持実態調べ(別紙1) 上記に加え、自営業者は★印参照
	別居	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	年金受給者は、直近の「年金額改定通知書」のコピー 新規に年金申請受給された場合は「年金証書」のコピー 生活維持実態調べ(別紙1) 仕送りの事実が確認できる書類(直近6ヶ月分) ※1参照 上記に加え、自営業者は★印参照
叔父・叔母 義父母 等	同居	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	年金受給者は、直近の「年金額改定通知書」のコピー 新規に年金申請受給された場合は「年金証書」のコピー 生活維持実態調べ(別紙1) 上記に加え、自営業者は★印参照
	別居	<input type="checkbox"/>	認定不可
★自営業者 自営業・農業・不動産収入がある場合		<input type="checkbox"/>	確定申告書 及び 収支内訳書

《添付書類について》最新年度のものを添付してください

添付書類	注意事項	入手先
年金額改定通知書 年金証書	・国民、厚生、基金、遺族、障害、恩給等、年金としての受給があるもの	年金事務所
在学証明書 学生証コピー	※在学証明書の場合は令和6年4月1日以降に交付のもの 学生証コピー(現在有効なもの)	就学先
※1 仕送りしている事実 が確認できる書類	・『振込金明細書』又は『現金書留控』 ※手渡しは一切認められません。	